



津市の獣害対策の取組

令和元年9月

~Vol.30~

令和元年8月から小動物も報償費の対象に

「有害捕獲報償金」の対象を拡充

| 対象鳥獣 | 報償費単価 | | 要件 |
|------------|--------|--------------|---|
| | 改正前 | 改正後 | |
| ニホンジカ（成獣） | 10,000 | 10,000 | 狩猟免許を有し、かつ各対象鳥獣の本市が許可する有害捕獲許可書を有する方 小動物においては各対象鳥獣の本市が許可する有害捕獲許可証を有する方 ※予算範囲内 |
| ニホンジカ（幼獣） | 3,000 | 3,000 | |
| ニホンザル（成獣） | 25,000 | 25,000 | |
| ニホンザル（幼獣） | 25,000 | 25,000 | |
| イノシシ（成獣） | 8,000 | 8,000 | |
| イノシシ（幼獣） | 3,000 | 3,000 | |
| 小動物 | - | 1,000 | |

近年アライグマを中心とした小動物の被害は多発しており、被害の相談も年々増え続けております。このような相談に対応すべく、令和元年8月から新たに小動物が有害捕獲報償金の対象になりました。対象となる小動物は、『アライグマ・ハクビシン・タヌキ・イタチ・アナグマ・ヌートリア・キツネ・ノウサギ』の8種類です。

なお、報償費の対象者となる方は津市において、有害捕獲許可証の交付を受けた方が対象となります。詳しくは本庁6階の農林水産政策課及び各総合支所地域振興課の窓口までお越しくください。詳細についてご説明させていただきます。



問い合わせ先

農林水産政策課 電話 229-3238
各総合支所